多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和2年7月15日

白 山 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等					
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無	実施期間			実施主体
	0			白山市八幡町地内	無	R2	~	R6	八幡中山間地域 組合
	0			白山市三宮地内	無	R2	~	R6	三宮営農組合
	0			白山市白山町地内	無	R2	~	R6	白山町中山間地 域組合
	0			白山市佐良地内	無	R2	~	R6	佐良集落
	0			白山市木滑地内	無	R2	~	R6	下木滑集落
	0			白山市別宮町地内	無	R2	~	R6	別宮集落
	0			白山市別宮出町地内	無	R2	~	R6	別宮出集落
	0			白山市神子清水町地内	無	R2	~	R6	神子清水集落
	0			白山市渡津町地内	無	R2	~	R6	渡津集落
	0			白山市河原山町地内	無	R2	~	R6	河原山集落
	0			白山市柳原町地内	無	R2	~	R6	個別協定